

第2章 目黒区の現状

1 目黒区の外国人住民の状況

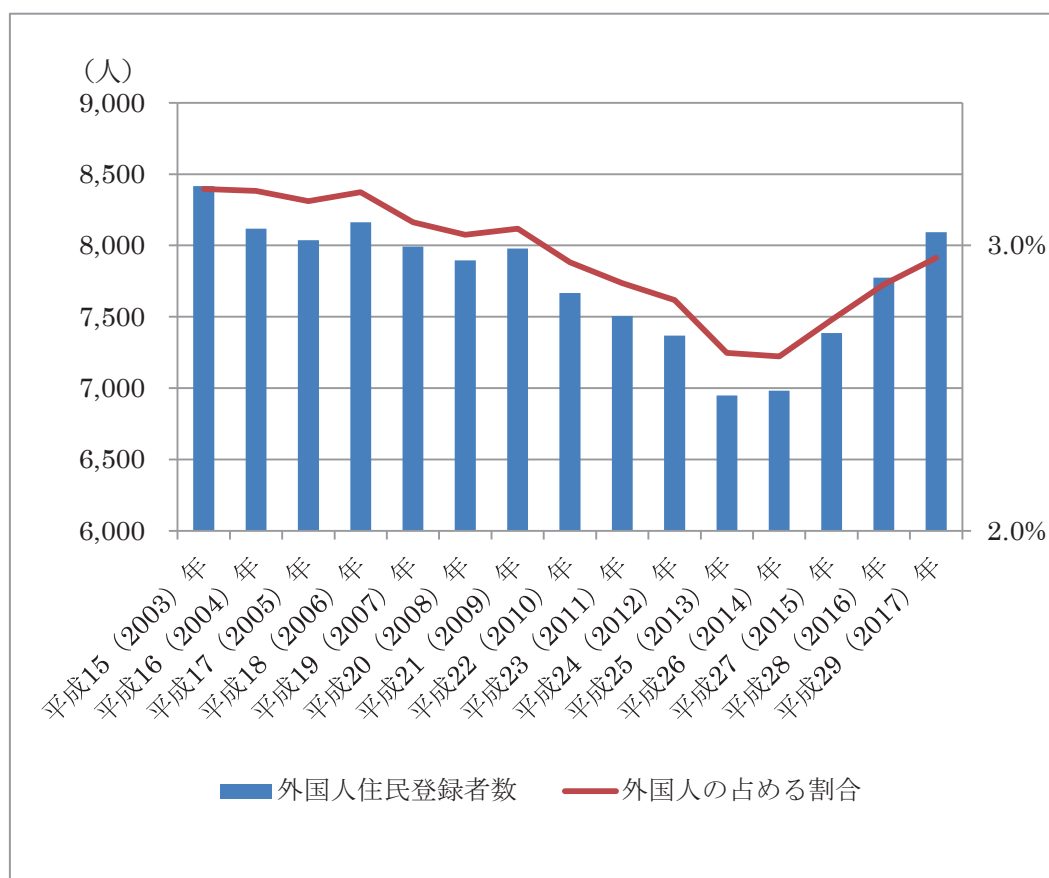
(1) 外国人人口・割合

目黒区に居住する外国人住民の数は、平成21年（2009年）以降緩やかに減少していましたが、この3年間で急激に増加しており、外国人住民の占める割合は、約3.0%となっています。

また、外国人人口の割合は、23区内では新宿区が12.2%ともっとも高く、目黒区は3.0%で23区中第20位です。

(図1-1 目黒区の外国人住民登録者数の推移) 各年1月1日現在

※但し、平成24(2012)年までは外国人登録者数



(「目黒区 年齢別人口表」による)

(図1-2 23区の外国人住民割合)

平成29(2017)年1月1日現在

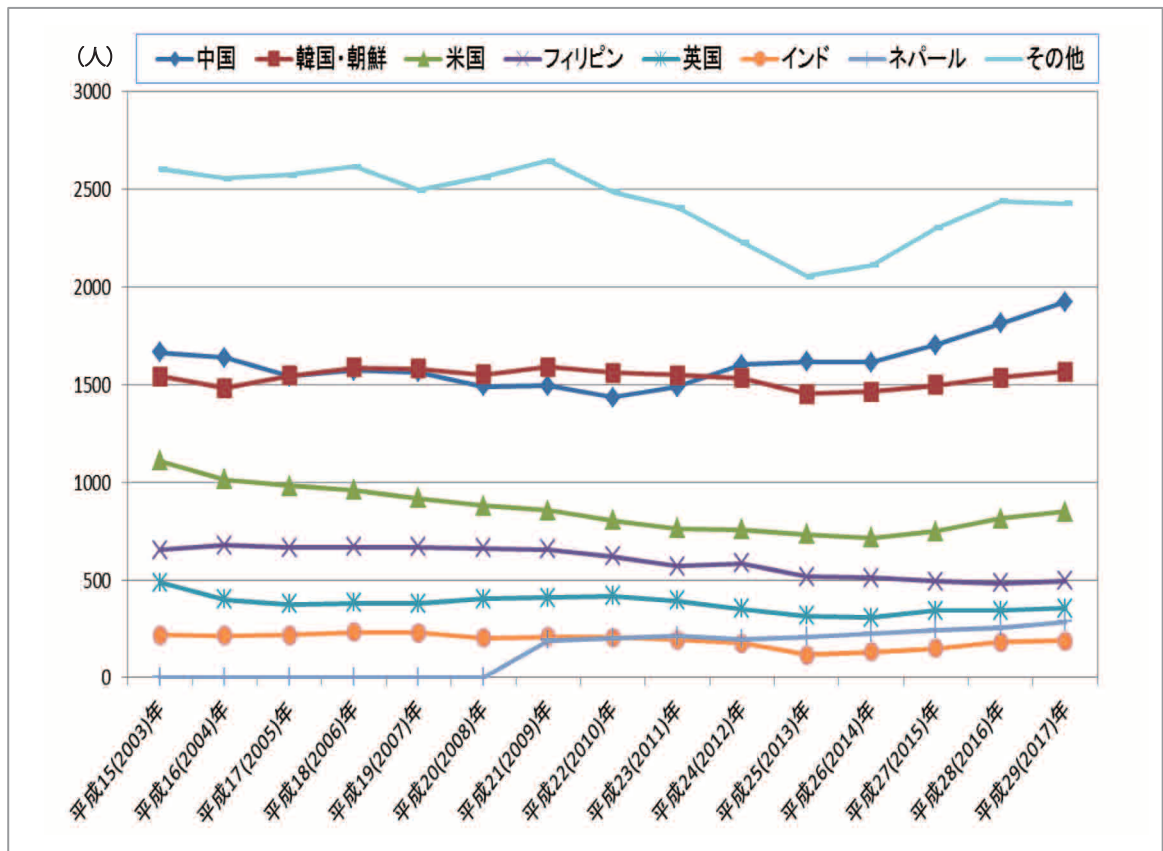
順位		外国人人口	人口総数	割合
1	新宿区	41,235	338,488	12.2%
2	豊島区	27,060	284,307	9.5%
3	荒川区	17,831	213,113	8.4%
4	港区	18,992	249,242	7.6%
5	台東区	14,600	193,822	7.5%
6	北区	19,552	345,149	5.7%
7	江東区	26,077	506,511	5.2%
8	中野区	15,693	325,460	4.8%
9	江戸川区	30,827	691,514	4.5%
10	千代田区	2,665	59,788	4.5%
11	渋谷区	9,825	222,278	4.4%
12	墨田区	11,495	265,238	4.3%
13	文京区	9,174	213,969	4.3%
14	中央区	6,176	149,640	4.1%
15	葛飾区	18,768	456,893	4.1%
16	板橋区	22,667	557,309	4.1%
17	足立区	27,417	681,281	4.0%
18	品川区	11,742	382,761	3.1%
19	大田区	21,599	717,295	3.0%
20	目黒区	8,094	273,708	3.0%
21	杉並区	14,543	558,950	2.6%
22	練馬区	16,422	723,711	2.3%
23	世田谷区	18,196	892,535	2.0%
-	区部計	410,650	9,302,962	4.4%

(「東京都 区市町村別外国人人口」による)

(2) 国籍別人口・割合

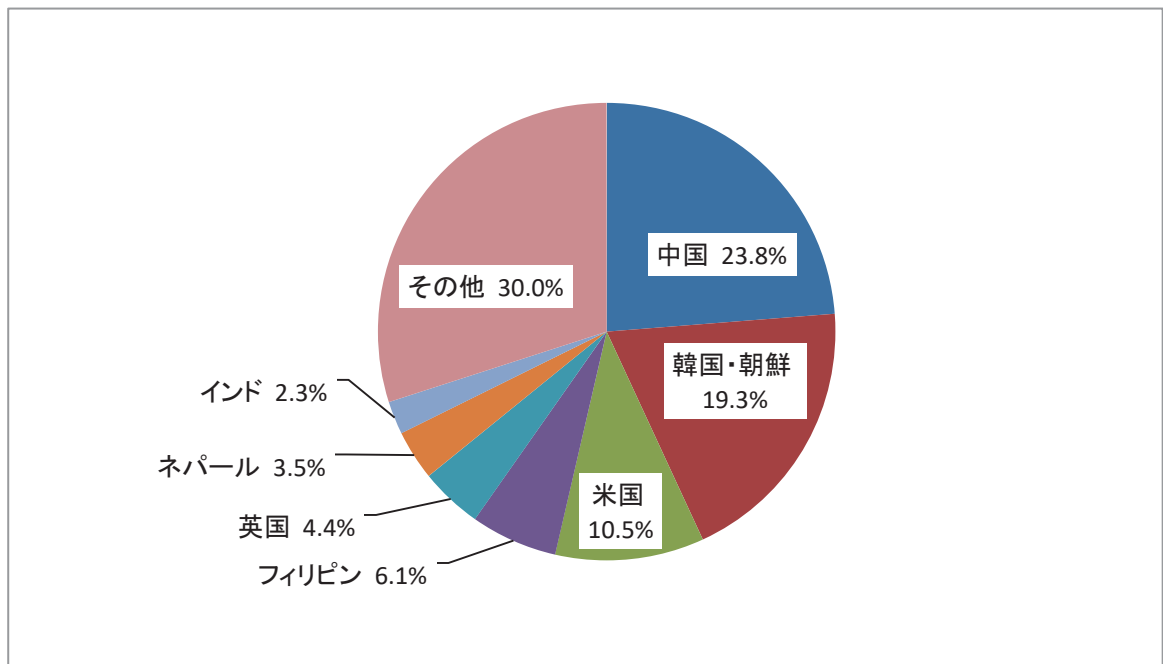
現在、区内には106カ国の外国人住民がおり、国籍別で見ると中国、韓国・朝鮮、米国、フィリピン、英国、ネパール、インドの順に多くなっています。

(図1-3 国別外国人登録者数の推移) 各年 1月1日現在



(「総務省 区市町村国籍・地域別外国人人口」による)

(図1-4 国別外国人登録者数の割合) 平成29(2017)年1月1日現在



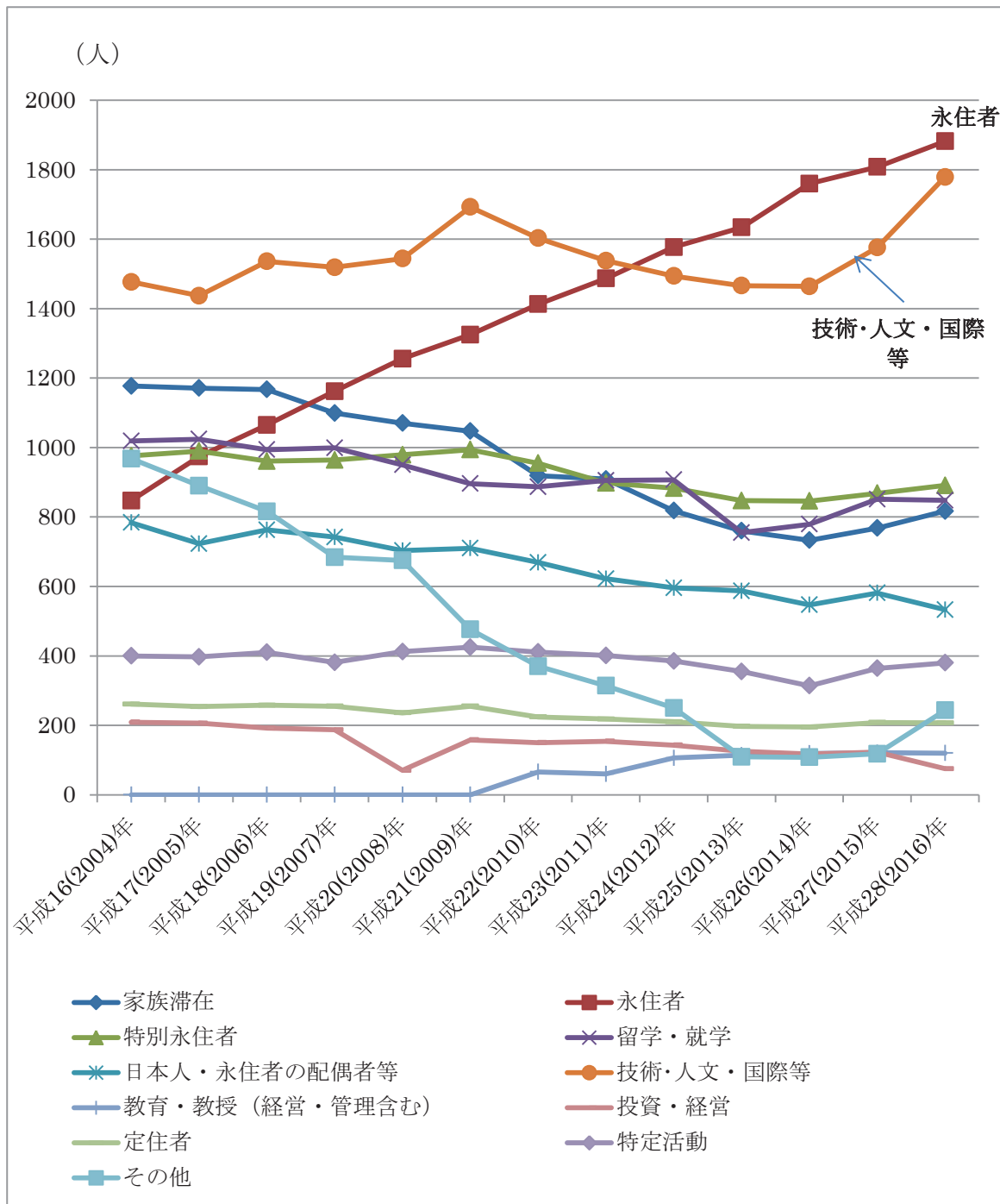
(「総務省 区市町村国籍・地域別外国人人口」による)

(3) 在留資格別人口・割合

目黒区の在留資格別外国人住民登録者数の推移をみると、永住者の数が右肩上がりに伸びており、目黒区への定住性の高さを示しています。

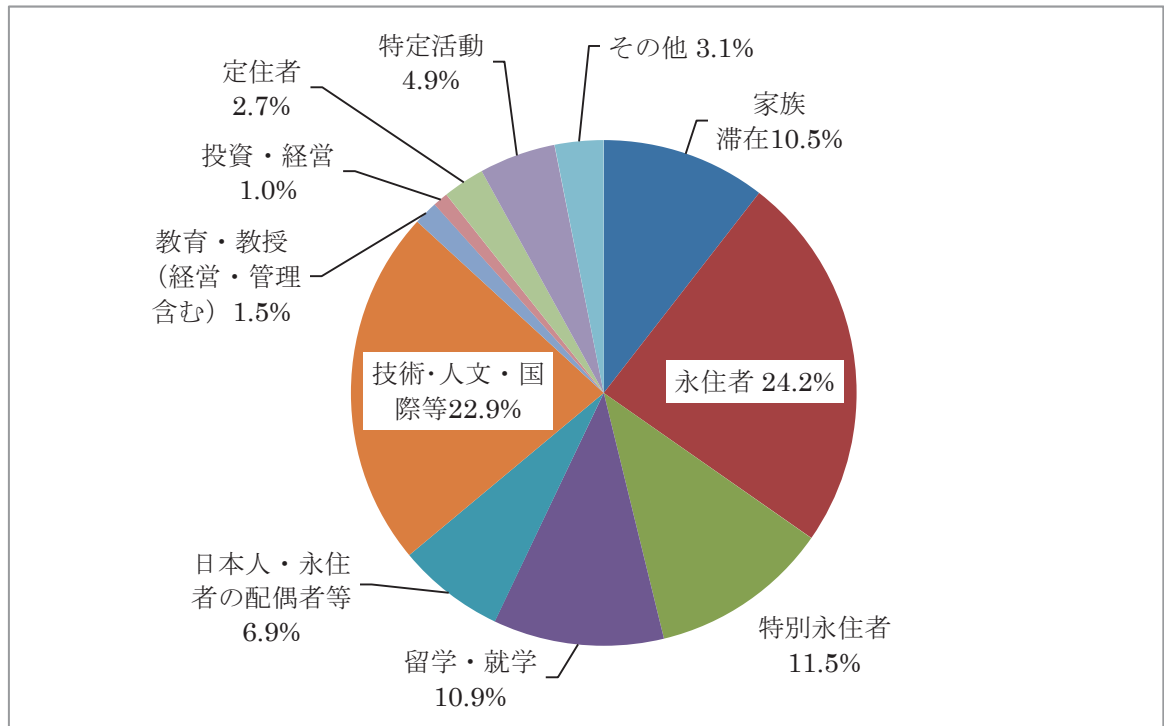
(図1-5 在留資格別外国人住民登録者数の推移) 各年1月1日現在

※但し、平成24(2012)年までは外国人登録者数



(「目黒区 在留資格別外国人住民登録者数」による)

(図1-6 在留資格別外国人の割合) 平成28(2016)年1月1日現在



(「目黒区 在留資格別外国人住民登録者数」による)

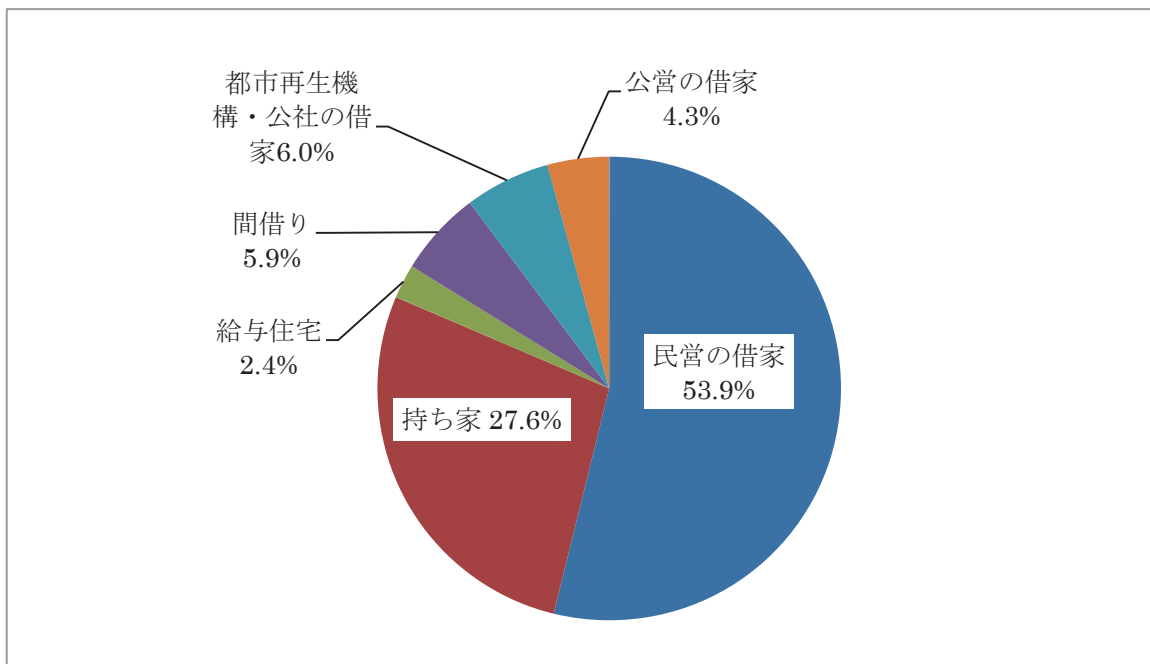
(4) 目黒区の外国人住民の状況

目黒区の外国人住民の割合は、決して高くはありませんが、在留資格を見ると、素行や経済力、定住期間が条件とされる永住者の数が最も高く、これに次いで技術・人文・国際等といった、いわゆる高度人材がここ2年間で急激に伸びています。

また、目黒区の外国人のいる世帯の住居の状況をみると、持ち家の割合は東京都全体よりも4.6ポイント高く、家賃の高い民営の借家の率も高くなっています。

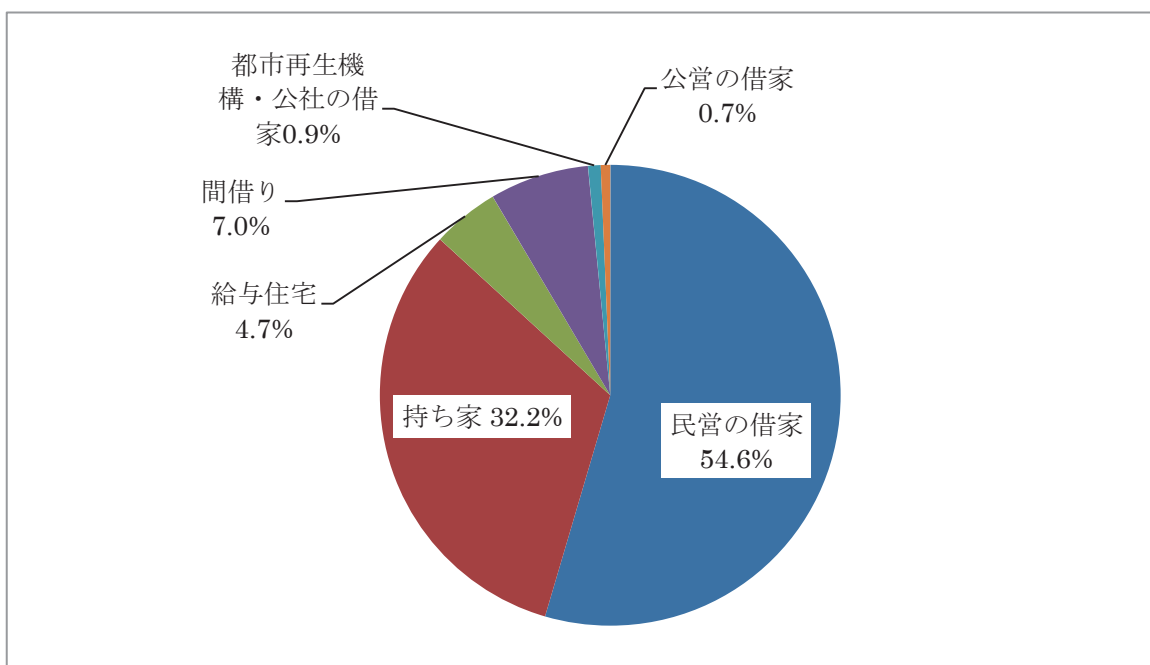
目黒区で暮らす外国人住民は、経済的に自立できる技能や資産を持ち、将来に亘って住み続けたいと思っている人が増えてきていることが言えます。

(図1-7 外国人のいる世帯の住居状況(東京都全体))



(「平成27年(2015年)国勢調査 世帯類型」による)

(図1-8 外国人のいる世帯の住居状況(目黒区))

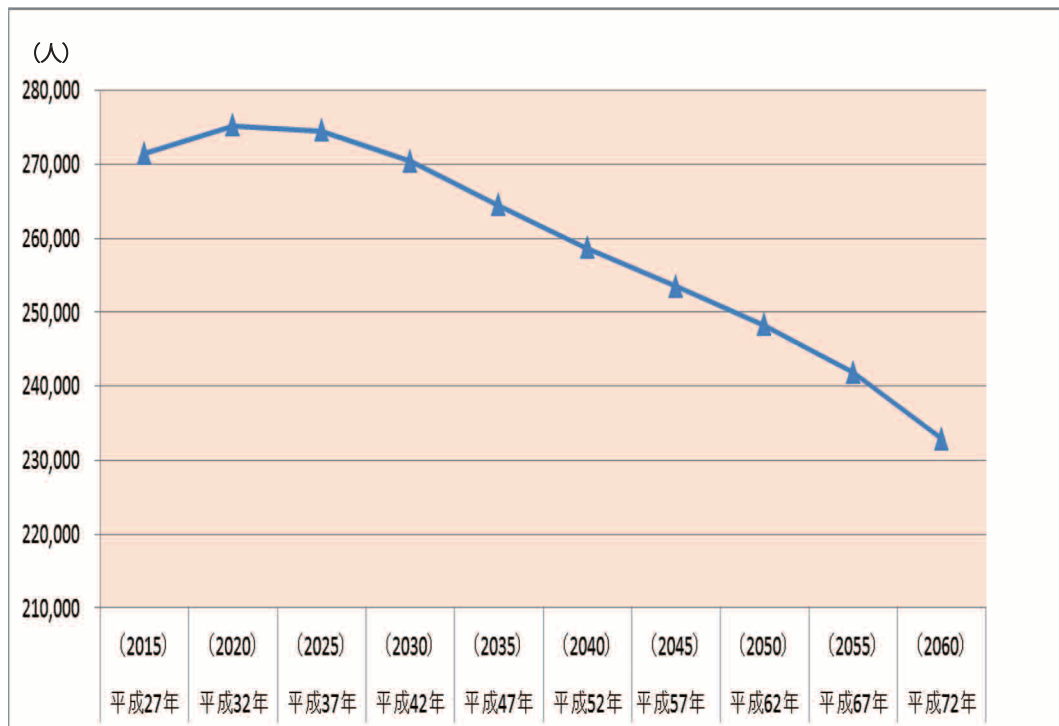


(「平成27年(2015年)国勢調査 世帯類型」による)

(5) 目黒区の将来人口ビジョン

目黒区の人口は、平成32年（2020年）をピークに減少に転じ、一方、高齢者人口は今後も増加を続ける見込みとなっています。このような人口減少や人口構造の変化は、生産力の低下等、様々な影響をもたらします。今後の人口の維持、増加に向けた取組の推進においては、結婚・出産・子育てがしやすく、高齢になっても住みやすい多様な世代が住み続けられる環境整備を行うとともに、本区の特徴である都心に近く良好な住宅地としての魅力をさらに高め、「住みたいまち、住み続けたいまち目黒」の実現に向けて、安全・安心なまちづくり等に取り組み、多文化共生のまちづくりを推進していく必要があります。

(図1-9 目黒区総人口推計)



(「目黒区人口ビジョン 平成28年(2016年)3月(パターン3 目黒区独自推計)」による)

※将来人口の推計のうち、本区の合計特殊出生率及び出生性比が一定に推移すると仮定した場合の推計による。

2 これまでの取組

(1) 目黒区の外国人住民への支援等の歩み

目黒区における国際化推進施策は、平成元年（1989年）4月の国際室設置に合わせて「目黒区における自治体国際交流の基本的考え方」を定め、これに基づき進めてきました。また、平成4年（1992年）には、地域における国際交流の中心拠点として、「財団法人目黒区国際交流協会（平成24年（2012年）には公益財団法人となる。以下、「国際交流協会」といいます。）」を設立しました。その後国際化の進展等の変化に対応して、基本計画改定にあたって施策を体系的に整理して展開し、平成15年（2003年）には「目黒区におけるこれからの国際化推進の方向性について～『世界に開かれた豊かな人間性をはぐくむまち』を目指して～」を定めたところです。

その後、外国人住民の定住化の傾向が伺えるようになり、多様な文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合う多文化共生のまちづくりが一層求められるようになり、平成18年（2006年）3月には国において「地域における多文化共生推進プラン」が策定されたところです。

区では、多文化共生への取組や様々な交流を通して、魅力ある地域社会、「世界に開かれた豊かな人間性をはぐくむまち」目黒をさらに目指すため、国際交流協会と連携しながら、区民と外国人住民との交流機会の拡充を図るとともに、区内大使館、外国人学校との交流を進めています。

<表2-1 区内大使館・外国人学校 一覧> 平成29（2017）年1月1日現在

区内大使館	住 所	区内大使館	住 所
アルジェリア民主人民共和国	目黒区三田2-10-67	ネパール連邦民主共和国	目黒区下目黒6-20-28
アゼルバイジャン共和国	目黒区東が丘1-19-15	バプアニューギニア	目黒区下目黒5-32-20
ジブチ共和国	目黒区下目黒5-18-10	ポーランド共和国	目黒区三田2-13-5
エジプト・アラブ共和国	目黒区青葉台1-5-4	セネガル共和国	目黒区青葉台1-3-4
ガボン共和国	目黒区東が丘1-34-11	スーダン共和国	目黒区八雲4-7-1
ケニア共和国	目黒区八雲3-24-3	トーゴ共和国	目黒区八雲2-2-4

区内外国人学校	住 所
東京インドネシア共和国学校	目黒区目黒4-6-6

(2) 平成 28 (2016) 年度現在における多文化共生関連事業一覧

<表 2-2 区事業一覧>

事業名	対応可能外国語 平成28 (2016) 年4月現在	事業開始年度	担当所管
目黒区公式ホームページの 多言語配信	英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字）、ドイツ語、スペイン語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、イタリア語、マレー語、オランダ語、ポルトガル語、ロシア語、スウェーデン語、タイ語、タガログ語、ベトナム語	平成 23 年度 (2011 年度)	広報課
めぐろ区報の多言語配信	英語、中国語（簡体字、繁体字）、ハングル	平成 28 年度 (2016 年度)	広報課
外国人相談	英語、中国語、ハングル、タガログ語	平成 15 年度 (2003 年度)	区民の声課
庁舎案内板の設置	英語	平成 15 年度 (2003 年度)	総務課
防災行動マニュアル※・防災マップの作成	英語、中国語、ハングル ※は英語のみ	平成 16 年度 (2004 年度)	防災課
国民健康保険のご案内（外国語版）の作成	英語、中国語、ハングル	平成 15 年度 (2003 年度)	国保年金課
国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料賦課事務のご案内（外国語版）の作成	チラシ…英語、中国語、ハングル 保険料通知…英語	平成 18 年度以前（詳細不明）	国保年金課
防災語学ボランティア登録及び活動支援	英語、中国語、スペイン語、インドネシア語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、タイ語、ポルトガル語、タガログ語、トルコ語、ヒンディー語、ベトナム語	平成 19 年度 (2007 年度)	文化・交流課

事業名	対応可能外国語 平成28（2016）年4月現在	事業開始年度	担当所管
ごみの分け方出し方・古紙回収・事業系ごみの出し方の外国人向けパンフレット及びチラシの作成及び配布	英語、中国語、ハンダ	平成23年度 （2011年度）	清掃リサイクル課
日本語国際学級の開設 （東京都教育委員会の認可に基づく学級開設） （対象：区立小学校在籍児童）	基本的に日本語（可能な範囲で各種言語に対応）	平成元年度 （1989年度）	東根小学校 学校運営課 教育指導課
日本語教室の設置（対象：区立学校在籍児童及び生徒）	基本的に日本語（可能な範囲で各種言語に対応）	平成6年度 （1994年度）	教育指導課 （日本語教室開設校で実施、早稲田大学日本語教育研究科と連携）
日本語指導対応加配教員による指導 （対象：区立学校在籍児童及び生徒）	基本的に日本語（可能な範囲で各種言語に対応）	東京都実施事業	教育指導課 （日本語指導対応加配教員配置校で実施）
日本語教室「初めて習う日本語」の設置（対象：16歳以上の在日外国人）	英語	昭和63年度 （1988年度）	生涯学習課 （NPO法人目黒ユネスコ協会）
「国際交流ひろば」 （対象：在日外国人）	各種言語に対応	昭和63年度 （1988年度）	生涯学習課 （NPO法人目黒ユネスコ協会）
目黒区立図書館利用案内作成	英語、中国語、ハンダ	平成6年度 （1994年度）	八雲中央図書館

＜表 2－3 国際交流協会事業一覧＞

事業名	対応可能外国語 平成28（2016）年4月現在	事業開始年度
留学生の交流と社会参加	英語	平成 12 年度（2000 年度）
目黒区散策	英語	平成 22 年度（2010 年度）
スポーツ交流	英語	平成 22 年度（2010 年度）
商工まつりへの参加	日本語	平成 14 年度（2002 年度）
伝統文化教室	英語	平成 4 年度（1992 年度）
文化理解講座	英語	平成 4 年度（1992 年度）
日本語学習の支援	日本語	平成 10 年度（1998 年度）
通訳者派遣及び翻訳	英語、中国語、ハンガール、 スペイン語、フランス語、 ドイツ語、インドネシア 語、タイ語、タガログ語	平成 11 年度（1999 年度）
土曜トークカフェ	英語	平成 24 年度（2012 年度）

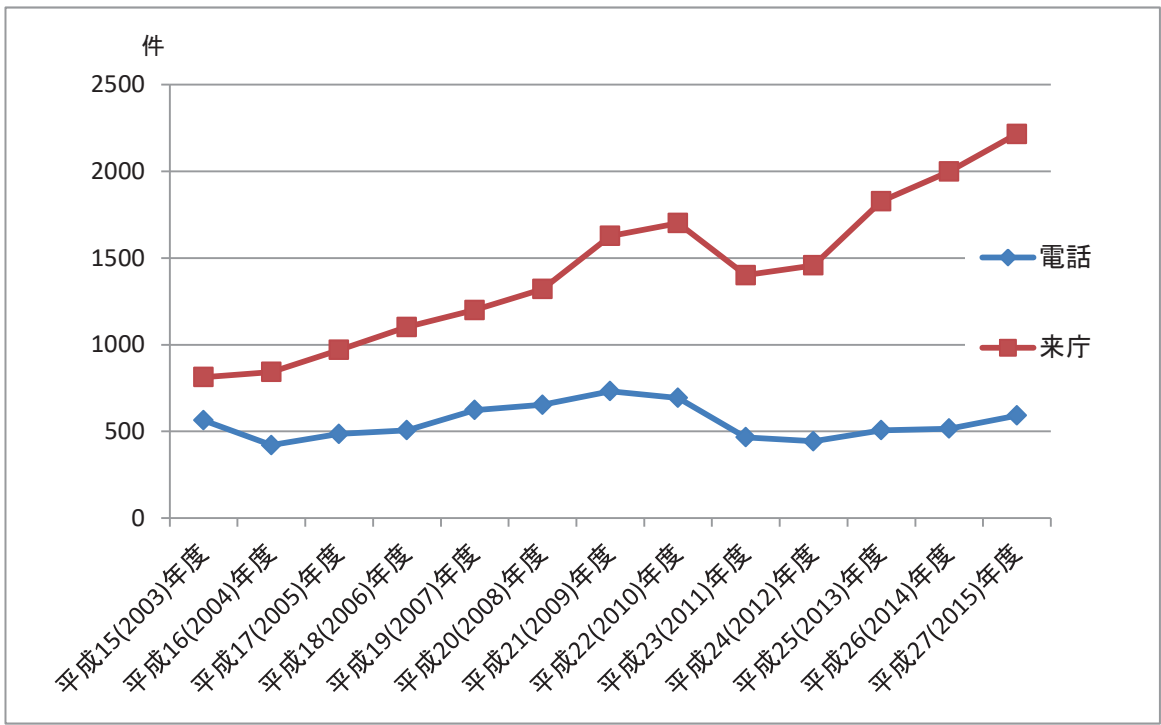
3 外国人相談窓口への相談

外国人相談窓口に寄せられる相談の件数は、平成23年度（2011年度）に一時減少しましたが、以降は来庁の相談が増加しています。対応言語は、日本語での相談が減少し、ほぼ全部が外国語対応になっています。



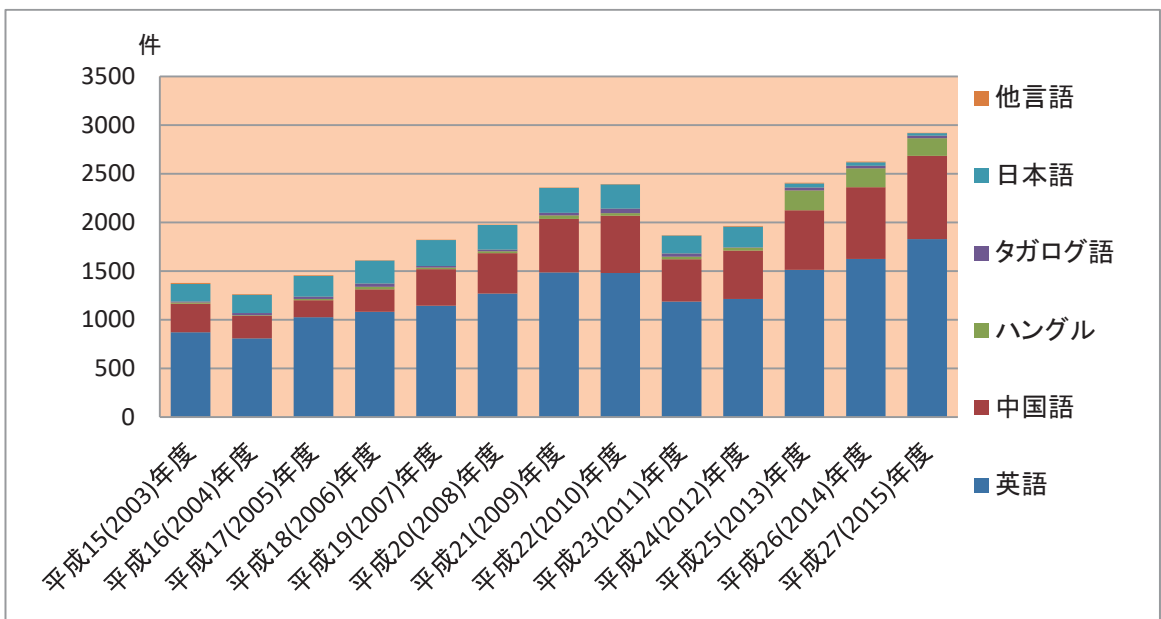
外国人相談窓口（総合庁舎 1 階）

(図3-1 外国人相談窓口受付件数推移)



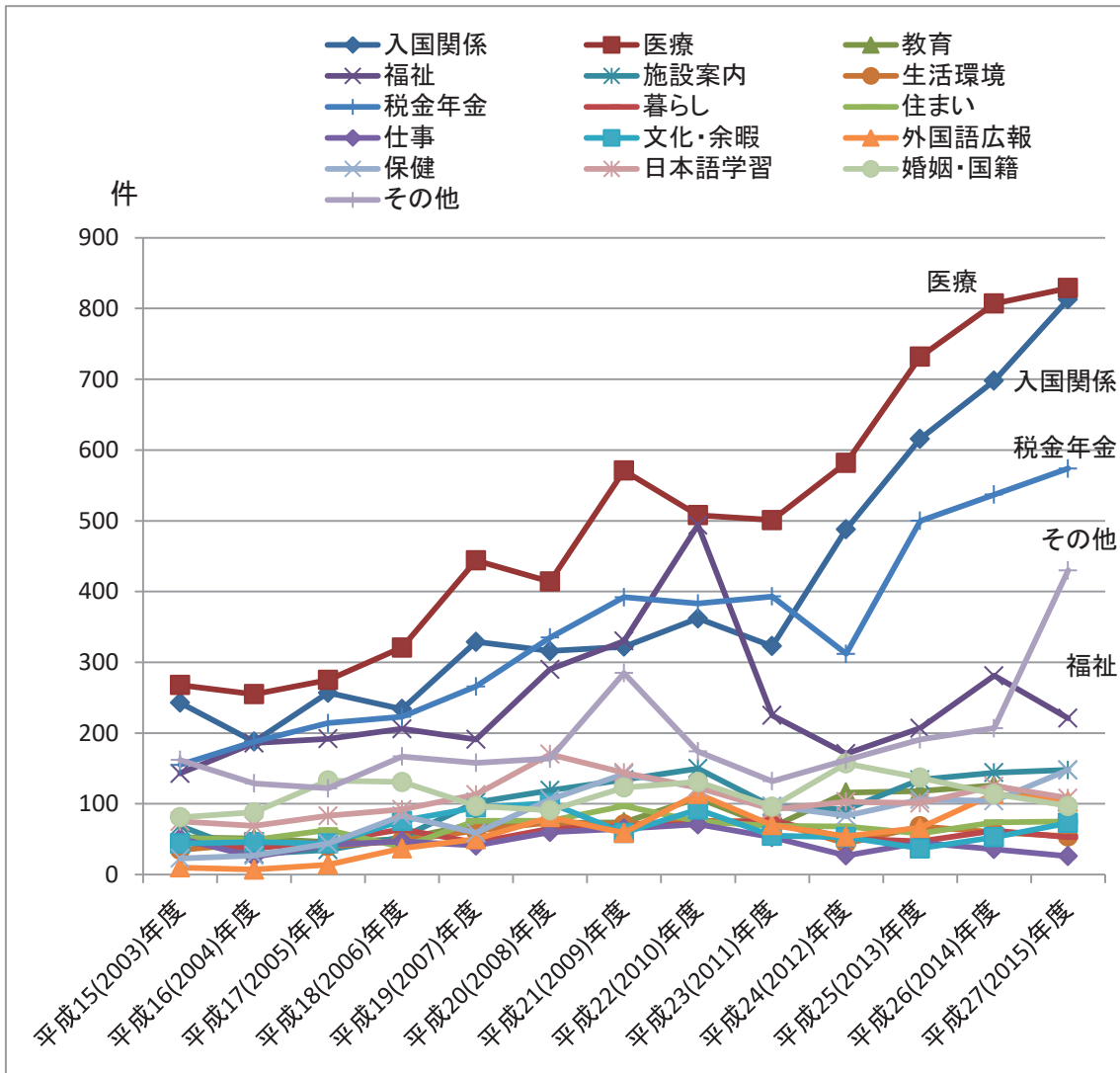
(「目黒区相談窓口実績数」による)

(図3-2 外国人相談言語別件数推移)



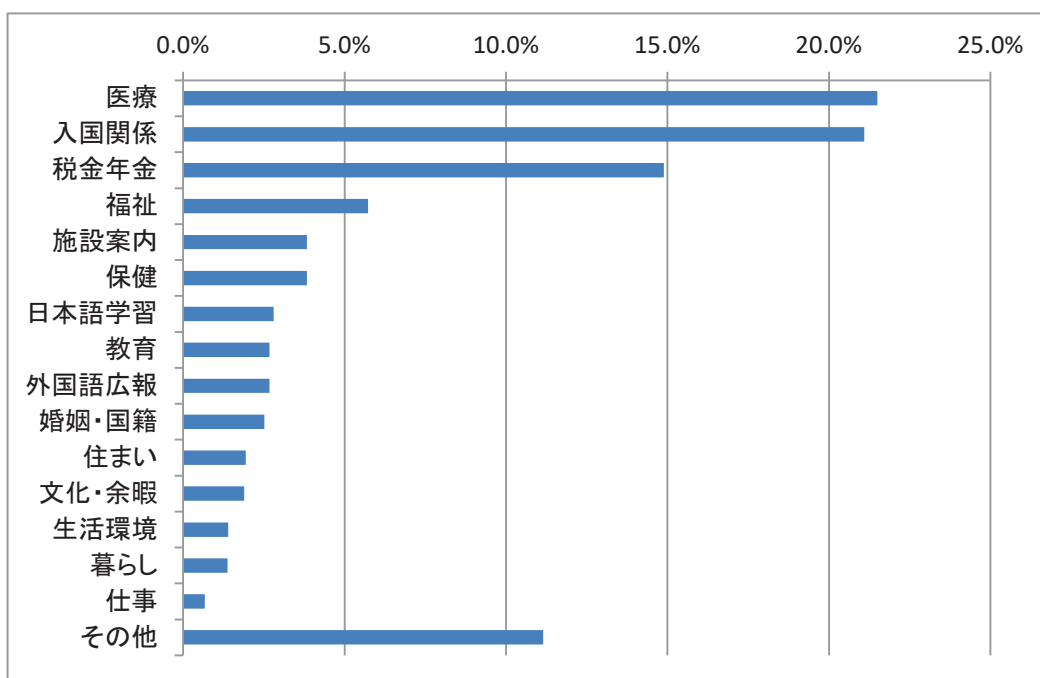
(「目黒区相談窓口実績数」による)

(図3-3 外国人相談内容別件数推移)



(「目黒区相談窓口実績資料」による)

(図3-4 外国人相談内容別件数割合) 平成27年度(2015年度)



(「目黒区相談窓口実績資料」による)

4 今後の課題

(1) 多文化共生の推進事業に関する東京都調査結果

平成27年(2015年)10月に東京都生活文化局が、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体を対象に行った調査結果で、課題として多く挙げられていたものは、「外国人の実態把握が困難である」「外国人への情報提供方法」「相談体制の不足」等でした。

また、今後取り組んでいきたいこととしては、外国人住民の意見やニーズを把握するには、生の声をいかに拾っていくかが課題であり、そのために広域でのネットワークの拡充や、国際交流協会等との連携の強化が重要であること、情報提供面では、配布物・サイン等の多言語化の充実と共に、ホームページでの内容の充実やウェブアクセシビリティの向上、外国人に対する情報提供ツールである「やさしい日本語」の有用性を学ぶための職員研修等が挙げられています。

(2) 「目黒区多文化共生区民フォーラム」からの提言

国際交流協会は、平成27年（2015年）5月に設置した「目黒区多文化共生区民フォーラム」において、目黒区における区民と外国人住民が共に暮らし、豊かに共生していく方向性について議論を重ね、「多文化共生ビジョン『めぐろ、まちのデザイン』」（資料1）を提言としてまとめました。

その中で、課題について多く出された意見として、次のものが挙げられています。

- ・目黒区には比較的、学歴、仕事、日本語力等の面でしっかりした外国人居住者が多いが、それでも日々の暮らしにおいて情報が行き届かず困っている現状がある。
- ・特に医療、教育、年金、行政サービスの情報がない、あってもわかりにくい。たとえば配布物や街中の掲示板の難しい日本語が読めず、区や街からの情報が届かない。
- ・外国人居住者が地域の活動に参加しにくく、気軽に立ち寄れる居場所がない。
- ・日本人と外国人との間には言葉の壁、心の壁と制度の壁の3つの障壁がある。
- ・現在の外国人相談窓口だけでは、ニーズに応えきれない。

また、これらの他にも、日本語の壁が高く働きづらい実情や、区に通訳ボランティア、あるいは有償ボランティアサービスの制度が無いこと、日本人・外国人の子どもや大人が、日常生活の中で自然に国際交流を経験する場が無いこと等、様々な面で日本語学習や地域での交流を支援するシステム作りの必要性が求められています。



国際交流協会で開催している文化理解講座

(3) 課題と目標

ア 行政・地域生活情報の多言語化

区が提供する行政サービスにおいての多言語対応は、申請書類、リビングガイドブック、制度説明書類等の多言語翻訳や、外国人相談窓口の相談員による通訳、ホームページや区報の多言語発信を行っています。しかし、窓口を訪れる外国人住民の中には、日本語を学んでいる人も多く、一般区民と同様に、より多くの情報を得たいと思っている人もいます。区には、日本語を母国語としない人が理解しやすい「やさしい日本語」での表記や説明も望まれています。

また、外国人住民が必要に応じて自らいつでも情報収集が行えるインターネットやSNS※の活用も促進していく必要があります。

※ SNS Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。(「総務省 安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト」による)

イ 外国人住民への日本語学習支援の充実

新たに目黒で暮らし始める外国人住民に対しては、日常生活会話程度の日本語習得機会を提供するための支援が必要です。また、同時に日本の生活習慣やマナーを学ぶ機会が得られれば、多文化共生の意識の向上につながります。さらに、日本語ができる外国人住民は、外国文化を区民に伝える役割を担うことができます。外国人住民の個々のニーズに沿った日本語学習支援を充実することで、外国人住民の地域社会での活躍が期待できます。

ウ 子育て・教育支援

外国人住民の子どもは、日本語支援や教育を適切に受けることにより、グローバルな人材となることが期待でき、また共に学ぶ区の子どもにとっても国際理解教育の機会が得られ、共に将来の区の発展を支える存在になることが期待できます。次世代を担う子どもたちに対する日本語教育面での支援や、保護者への支援を通じて、外国人家族の孤立を防止し、子育てや教育への支援につなげていくことが重要です。

エ 外国人の地域活動への参加・参画の促進

外国人住民が気軽に地域で交流ができる機会を設け、お互いの文化にふれあいながらコミュニティを形成していくことが必要です。地域活動などを通して、普段から顔の見える交流を行うことで、震災時などの安否確認や防災ボランティアへの協

力などの効果も期待できます。

また、既に区で暮らしている外国人住民が、新たに暮らし始めた外国人住民のサポートを行いながら、地域への参加や参画へつなげていくといった、外国人ボランティアの活躍の場を設ける等の環境整備が望まれます。

オ 多文化共生の意識啓発

近年、特定の人種や民族に対し、差別的な言動を繰り返すヘイトスピーチが社会問題になり、平成 28 年（2016 年）6 月にこのような行為を解消すべく「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくとともに、互いの習慣や文化、言語の違いを尊重しながら、住みよい地域社会を実現するためには、様々な機会をとらえ異文化に触れながら、相手を理解し共生意識を醸成していくことが必要です。また、区には12の大使館があり、区内の外国人支援団体とも協力して、異文化理解を進める事業を推進していくことが望まれます。これらの事業に一般区民が参加し、外国文化への理解を深めることが、多文化共生の意識啓発につながります。

カ 外国人が暮らしやすいまちづくり

外国人住民が安全で安心な生活が送れるように、また、世界に開かれた国際都市の実現に向けて、案内板のピクトグラム（絵文字絵単語）表示や多言語表示を増やし、情報のユニバーサルデザイン化を目指す必要があります。



地域行事に参加する外国人住民
（自由が丘国際親善神輿）



ピクトグラムや多言語によるマナー啓発